

法人の本人確認書類

クイズ 20

法人のお客様の取引時確認では
どんな公的書類を提示してもらおう？



本ケースにおける正しい対応は次の A ~ C のうちどれでしょうか？

法人の登記事項証明書や印鑑登録証明書を提示してもらい本人特定事項を確認する

A

個人と同様、法人の社長の運転免許証などを提示してもらおう

B

法人については、口頭で名称・本店の所在地等を申告してもらえば特に公的書類は必要ない

C

解説 & 解答

法人（国等、人格のない社団・財団は除く）と特定取引等を行う場合、次の事項について確認を行わなければなりません。

- ① 本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地）
 - ② 取引を行う目的
 - ③ 事業の内容
 - ④ 法人の実質的支配者
 - ⑤ 取引の任に当たっている個人（以下「代表者等」）の本人特定事項
 - ⑥ 代表者等が当該法人のために特定取引の任に当たっていること
- このうち法人の本人特定事項を確認するにあたっては次の方法があります。
- ⑦ 本人確認書類の提示を受ける方法
 - ⑧ 本人確認書類の送付を受け、その書類を確認記録に添付するとともに、本人確認書類に記載

されている法人の本店、主たる事務所、支店に宛てて取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等で送付する方法

⑨ 商業登記法の規定に基づき作成した電子証明書および電子署名を行い、取引の申込みまたは承諾に係る情報の送信を受ける方法

登記事項証明書等で本人特定事項を確認

提示や送付を受ける法人の本人確認書類は、次のとおりです。

⑩ 提示または送付を受ける日前6ヵ月以内に作成された法人の設立に係る登記事項証明書（法人が設立の登記をしていないときは、その法人を所轄する行政機関の長の法人の名称および本店または主たる事務所の所在地を証する書類）または印鑑登録証明書（法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるものに限られる）

⑪ 官公庁から発行または発給さ

れた書類その他これに類するもので、法人の名称および本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの（有効期限のないものについては提示または送付を受ける日前6ヵ月以内に作成されたもの、有効期限のあるものについては提示または送付を受けた時点で有効なものに限られる）

本ケースのように、個人事業主が新たに株式会社等の法人を設立して個人で行っていた事業を法人へ変更することを「法人成り」といいます。

前述したように対面取引の場合には、法人の本人特定事項は、登記事項証明書などの本人確認書類を提示してもらい確認します。

したがって、選択肢 A 「登記事項証明書や印鑑登録証明書を提示してもらおう」が正解で、B は誤りです。

正解は… A

法人の登記事項証明書や印鑑登録証明書を提示してもらい本人特定事項を確認する



対応のポイント

- 法人の場合、登記事項証明書や印鑑登録証明書で名称、本店または事務所の所在地、事業内容等を確認する
- 本人確認書類は提示日前6ヵ月以内の作成など有効か否か確認